

PAC通信

2018年 新春号
第25号 発行元:PACガーディアンズ

平成29年度`定例勉強会報告記

「成年後見制度利用促進法」を学ぶ

理事 滑川里美

平成29年12月16日に船橋市葛飾公民館にて、内閣府成年後見利用促進担当室の須田俊孝参事官を講師にお招きして定例勉強会を開催しました。

当日は、会場の定員に近い68名の方が参加され、関心の高さを感じました。

＜ご講演の概要＞

◎成年後見制度の利用の促進に関する法律

成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために「成年後見制度利用促進基本計画」を内閣府で策定した。

基本計画の策定には、司法と行政の枠を超え法務省・厚生労働省・最高裁判所の緊密な連携が必要であり、全省庁を対象に180もの法律にある「欠格条項」を見直すための総合調整機能は内閣府からできることであった。

平成30年度からは、施策のとりまとめ機能は厚生労働省に移管される。

なお、計画対象期間は概ね5年間。

「工程表」を踏まえて段階的・計画的に取り組む。

◎今後の施策

1. 財産管理の側面のみを重視するのではなく、意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者が利用のメリットを実感できる制度・運用への改善を進める。

2. 後見類型が80%と利用に偏りがある。
保佐・補助及び任意後見利用を促進するため、利用者の個別のニーズを踏まえた周知活動・相談対応等を強化する。

3. 医師が作成する診断書等の在り方を検討する。

4. 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。

5. 地域連携ネットワークは、本人を後見人とともに支える「チーム」として関わる体制づくり、「チーム」を支援する法律・福祉の専門職団体や関係機関の協力・連携強化のための「協議会」の体制づくりを推進する。

⇒「地域連携ネットワーク」の整備と協議会等を運営するための「中核機関」が必要になる。

6. 地域住民の中から後見人候補者を育成し、その支援を図るとともに、法人後見の担い手を育成するなどにより、成年後見等の担い手を確保する。

7. 不正防止を徹底する。

⇒地域連携ネットワークにおけるチームでの対応等が不正を防ぐことにもつながる。

8. 成年被後見人等の権利制限(欠格条項)に係る措置を見直す。

なお、当法人に対して、「これまでの経験を活かし、千葉県内の『中核機関』『地域連携ネットワーク』整備に向け、行政・専門職団体・家裁等と連携し、中核的な役割を担っていただくことを期待しています。」とのメッセージをいただきました。

参加者の感想

●ていねいなお話、制度への想いも溢れていて、お人柄を感じました。専門職後見人にウエイトがかかっているが、本人の身近な人や福祉的観点を持っている人が後見人になっていることも大切。不正防止のために制度が窮屈になったとの声があるが、中核機関やチームで支えることで、もう少し縛りの少ないものになるのではないかな。医療同意などはガイドラインを作る予定など、いくつかのお話が心に残りました。(親の会会員)

●法人後見に従事しています。法人後見の方向性も聞くことができ、今後の活動を考えるよいきっかけになりました。これから予算がどうなるか見守りたいと思います。(後見支援センター職員)

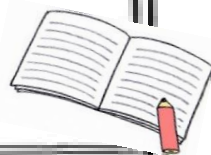
●意思決定支援・身上保護を重視した適切な後見人の選任と交代の話がありました。実現性には疑念を持たざるを得ませんが、「交代」の文言が入ったことに驚きました。「身上監護」を「身上保護」としたのなら、その意図をもっと説明して欲しかったと思います。(父親)

後見制度を利用したいと相談を受け、初めて本人とお会いします。初対面でどれだけ、その人のことがわかるのでしょうか。後見制度の利用と言ってもその方の財産だけ分かればいいのではありません。本人の好きな事、何を大事にしているのか、これからどのような生活がしたいのか、これが分からなければ支援の方針は立てられません。

Aさんのお母様からの相談は、ご自身が癌と診断を受け、Aさんの将来を心配してのことでした。その時に「親心の記録」を見せられました。親心の記録にはお母さんの気持ちが詰まっていました。PACがAさんの保佐人に選任され、ほどなく、母は亡くなりました。「親心の記録」から、Aさんが自宅で過ごす時間を大事にしていることが分かり、Aさん、支援者の方々とこれからについて話し合いました。現在、平日は生活介護事業所へ通所し、グループホームへ帰り、週末は自宅で生活しています。Aさんを取り巻く支援者も増え、生活を支えています。

「親心の記録」から、こんな人なのかなと想像できます。もちろん、これが全てではないですが、本人を知る上で重要な手がかりになります。

ご家族の想いを「親心の記録」に記してください。私達に教えてください。



ことのは

「アトピーちゃんって呼ばれたい？」

「〇〇学級（支援級）にA子ちゃんっているでしょう？」
と、おばあちゃんに訊かれたB子ちゃんが答える。
「うん、いるよ。ダウンちゃんなんだよ」
傍らにいたB子ちゃんのお父さんが言った。
「B子にはアトピーがあるよね？」
突然、なに？
「B子はアトピーちゃんって呼ばれたい？」
おばあちゃんには意味が分からなかった。
「うん、B子ちゃんって呼ばれたい」
「じゃあ、A子ちゃんのこと名前前で呼ぼうね」
私たちは愛情をこめて、ダウンちゃんと呼ぶことがある。
おばあちゃんは秘かにドキッとした。
B子の言葉を気にも留めなかったから。
そう、誰だって名前がある。
ダウンちゃんは愛称ではない。
これからは言わないようにしよう。
おばあちゃんも愛称じゃないよね。
自閉ちゃんも愛称じゃないよね。

ある日の後見業務日誌から

「マフラーはこの黒いのにします。」

この日はBさんの買物に同行。マフラー、靴、ティッシュ等を購入、自分好みのものを迷わずに選んでいく。自分のものを自分で買うことは当たり前のことだが、Bさんにとっては当たり前のことではなかった。Bさんの日用品は全てグループホームの世話人さんが購入してくれるため、自分のものを自分で選ぶ経験があったのである。

Bさんの補助人となって5年が経つ。

当初Bさんの休日の外出はお昼をコンビニで買うくらいだった。私たちが関わるようになり、移動支援での外出を月1回、今は月2回の外出＋月1回の買物に行くようになった。女子アナ好きなBさんは民放キー局のみならず地方テレビ局まで出向き、好みの女子アナと写真を撮る。スマホも持つようになった（Bさんには必要ないと反対されて一度頓挫している）。

初めは知らないうちに有料アプリをダウンロードする失敗もあったが、今はニュースを見たりネットサーフィンを楽しんでいる。

私達には選ぶ権利や失敗する権利が当然にある。Bさんにもそんな生活をしてもらえたらと思う。

今年もよろしく
お願い致します！



発行者

NPO法人 PACガーディアンズ

〒273-0005

千葉県船橋市本町6-3-16

レックスマンション602号室

TEL:047-407-4441

FAX:047-407-4860